

「徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例の改正案」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

近年では手口が複雑化、巧妙化した詐欺が多様に存在し、従来の振り込め詐欺の類型には該当しない特殊詐欺等が多発しており、本県における被害も極めて深刻な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、多様化する詐欺の手口に迅速・的確に対応するとともに、特殊詐欺等に関する県民の関心と理解を一層深め、県を挙げてより実効性のある被害防止策を講じていくため、現行の「徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例」を時代に即した内容に改正（見直し）することを検討しています。

このたび、これまでの検討状況を踏まえた改正案を取りまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和7年11月26日（水）～ 令和7年12月25日（木）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/gikai/gikaigaiyou/kousei/seisakujourai/7308686>

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県議会事務局政策調査課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-655-2530

徳島県議会事務局政策調査課あて

④持参の場合

徳島県庁舎東側の議事堂1階 議会事務局政策調査課まで

（午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く））



※電話によるご意見の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

3 お問い合わせ先

徳島県議会事務局政策調査課 政務調査担当

電話：088-621-3009 FAX：088-655-2530

メールアドレス：gikaijimukyoku@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 議会事務局 政策調査課（パブリックコメント） 行



Q 1 「徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例の改正案」って

どんな内容？

「徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例」は、振り込め詐欺等の被害が後を絶たず、県民生活に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、平成 26 年に議員提案により制定されました。

この条例の目的は、振り込め詐欺等の被害の防止に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれが必要な措置を講ずるとともに、被害防止について一人一人が学んだ成果を、人と人との絆により被害防止のための助け合いの取組へと発展させることにより、振り込め詐欺等の被害を防止し、もって県民の財産の保全及び健全な経済活動ができる社会環境の実現に資することです。

今回の改正案では、特殊詐欺等の手口の複雑化・巧妙化や詐欺グループの組織化など、情勢の変化を踏まえ、詐欺の分類・定義の見直しや、青少年の犯行への加担防止に関する項目及び被害防止に関して県民が留意すべき事項を定める条文等を追加することとしております。

(→ 改正案の内容については、別添資料を参照してください。)



Q 2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例の改正案」を、ご一読の上、修正や新たな記述が必要と思われる事項など、具体的なご意見、御提案をお寄せください。

(→ 改正案の内容については、別添資料を参照してください。)



Q 3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の改正にあたり十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する徳島県議会の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。

徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する 条例・改正案のポイント

お金を振り込
ませるだけでは
なくなった！



手口の多様化に対応し、県、県民、事業者等が一体となって被害を防止！

■ 「振り込め詐欺等」 → 「特殊詐欺等」 へ

振り込め詐欺等だけでなく、SNSを利用した「投資・ロマンス詐欺」、警察官などを装い、キャッシュカードを騙し取る「キャッシュカード詐欺盗」、電話等で家族構成等を確認した上で強盗に入る「アポ電強盗」も特殊詐欺等に定義



■ 被害防止に取り組む事業者の対象範囲を拡大

金融機関や運送業者に加え、詐欺に悪用されやすい「プリペイドカードの販売者」や、いわゆる「闇バイト」の募集を防ぐため、「職業紹介事業者」を追加

(条例の名称・第2条：定義)

■ 事業者と警察等との連携を明記

金融機関や運送業者などの事業者が、特殊詐欺等の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めることに加え、新たに警察等との連携を図ることを明記

(第5条：事業者の役割)



新設 ■ 青少年が被害者にも加害者にもならないよう取組を規定

青少年が被害者にも加害者にもならないよう、保護者や教育関係者、地域住民等、青少年の育成に携わる者が青少年に対する指導・助言等を行う努力義務を規定

(第6条：青少年の育成に携わる者の役割)



■ 犯行拠点（アジト）や闇バイト募集情報は警察へ通報

県民・事業者が、犯行拠点等の特殊詐欺等に関連する疑いのある施設情報や、いわゆる「闇バイト」募集と疑われるインターネット上の情報を入手した場合にも警察官へ通報等を行う努力義務を追加

(第7条：通報等)

新設 ■ 県民が避けるべき行動や留意すべき事項を規定

☑電話しながらATM操作をしない！

☑宅配便で現金を送らない！

☑家族・金融機関以外の指示でインターネットバンキングの手続をしない！



「宅配便で現金送れ」の
電話・メール等は全て詐欺！



(第8条：被害の防止に関する留意事項)